

平成 28 年度 深沢高等学校 不祥事ゼロプログラム

深沢高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

深沢高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭及び事務長がこれを補佐する。

2 目標及び行動計画（グループ名は推進担当）

法令遵守意識の向上（広報・特色・地域連携 G）

ア 目標

職員の綱紀保持と服務規律の確保に努め、公務員として絶対に不祥事を起こさないという法令遵守の意識と高い倫理観をもって職務を図る。

イ 行動計画

）これまでに発生した不祥事の事例を踏まえながら、様々な機会を捉えて、職員全体に注意喚起を促し、職場全体の意識向上を図る。

）平成 28 年 12 月に全職員を対象とした法令遵守、服務規律保持に関する不祥事防止研修会を実施する。

わいせつ、セクハラ行為（キャリア支援 G）

ア 目標

携帯電話や電子メール等の不適切な使用を防止し、セクハラ、わいせつに係る不祥事の根絶を目指す。

イ 行動計画

）全職員を対象にした不祥事防止研修を実施し、職員の意識向上を図る。スクール・セクハラは重大な人権侵害にあたる行為であるという意識を高めるとともに、日頃から自らの言動や行動に注意する態度を身につけ、人権感覚を磨く。

）教職員間の報告・連絡・相談が円滑に行われるような組織づくりを行うとともに、どんなことでも相談できる風通しの良い職場づくりに努める。

）今年度変更となったメール等個人情報管理に対する県規定を遵守する。

）平成 28 年 5 月に全教職員を対象としたわいせつ、セクハラ行為防止に関する事故不祥事防止研修会を実施する。

体罰、不適切指導（生徒会部活動支援 G）

ア 目標

体罰は子どもの人権を損なう行為であり、子どもと教職員との信頼関係を根底から崩すものであるという意識を職場全体に浸透させ、体罰や不適切な指導の根絶を目指す。

イ 行動計画

）職員啓発資料や研修マニュアル等を活用し、所属職員全員を対象にした不祥事防止研修を実施し、体罰や不適切な指導が生徒の人権に係る重大な問題であるという意識を職場全体に浸透させる。

）平成 28 年 10 月に所属職員全員を対象にした体罰、不適切指導防止に関する事故不祥事防止研修会を実施する。

）教育相談コーディネーター及びスクールカウンセラーとの連携を強化し、相談窓口を設けることにより生徒がどんなことでも気軽に相談できる相談体制を推進する。

成績処理・進路関係書類の作成・取り扱い及び入学選抜に係る事故防止（学習支援 G・キャリア支援 G）

ア 目標

成績処理、通知表、調査書等作成及び入学者選抜に係る事故の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

）成績処理期間の前に、点検マニュアルや作業マニュアル等に基づいた作業手順や注意点について徹底を図る。

）平成 28 年 8 月に指定校推薦等の校内選考や調査書作成に係る作業手順や注意点について共通理解を図る研修会を実施する。

）平成 28 年 6 月に全教職員を対象とした成績処理に関する事故不祥事防止研修会を実施する。

）平成 29 年 1 月に全教職員を対象とした入学者選抜に係る事故不祥事防止研修会を実施し、採点誤り等の事故防止を徹底する。

個人情報等の管理、情報セキュリティ対策（学校管理・運営 G）

ア 目標

個人情報保護及び情報セキュリティへの理解を深め、個人情報保護や情報管理に係る事故の未然防止を図る。

イ 行動計画

）平成 28 年 9 月に全教職員を対象にした不祥事防止研修を実施し、情報管理について意識向上を図るとともに、適切な運用を徹底する。

）パスワードを適切に活用し、個人情報の管理を厳格に行う。

交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守（生活指導 G）

ア 目標

交通マナーの遵守を徹底し、交通事故、酒酔い・酒気帯び運転等の未然防止を図る。

イ 行動計画

平成 28 年 11 月に職員啓発資料等を活用して、全職員を対象にした不祥事防止研修を実施することにより、職員全体の意識向上を図る。

3 検証

(1) 第 1 回検証

2 に規定する行動計画について、平成 28 年 10 月に実施状況を確認し、実施について評価を行う。未実施があった場合は 12 月末までに補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合はこれを行う。

(2) 第 2 回検証

2 に規定する行動計画について、平成 28 年 12 月下旬に実施状況を確認し、実施について評価を行う。未実施があった場合は平成 29 年 2 月末までに補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合はこれを行う。

(3) 最終検証

2 に規定する行動計画について、平成 29 年 3 月初旬に実施状況を確認し、全職員が各目標達成について評価を行う。その結果、新たな目標設定あるいは目標修正が必要な場合はこれを行い、平成 29 年度の深沢高等学校不祥事防止プログラムを策定する。

4 実施結果

3 (3) の検証を踏まえ、「実施結果」を取りまとめのうえ、教育局行政課に送付する。

5 事務局

事故防止会議（企画会議）が中心となり、職員全体でこれを行う。

6 プログラムの公表

策定されたプログラム及び検証結果については学校ホームページ上で公表するものとする。